

東京圏から熊本県に移住する方へ！

熊本県内に移住し、就職や起業等を行う方を応援します！

支援金の額

世帯：100万円 単身：60万円

※起業の場合は、起業支援金として最大200万円がプラス



©2010 熊本県くまモン

申請対象者

東京圏(※1)から熊本県に移住し、就職や起業等を行う(※2)方

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち以下の市町村を除く地域

東京都	檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

※2 就職や起業等を行う方で、以下の1～4のいずれかに該当する方が対象です。

1 就職に関する要件 (①、②のいずれか)

- ① 移住支援金の対象として「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載されている求人に就業したこと
- ② プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと **NEW!**

2 起業に関する場合

- ・熊本県が募集する起業支援補助金の交付決定を受けていること

3 テレワークに関する要件 **NEW!**

- ・自己の意思によって移住し、移住先で移住前の業務を継続していること

4 関係人口に関する要件 **NEW!**

- ・市町村が、地域や地域の人々に関わりがある者（関係人口）として認める要件を満たすこと

ワンストップ
Jobサイト くまもと



求人情報はこちら！

その他の要件は、裏面の簡易チェックシートでチェック！ →



<移住支援金の交付までの流れ>



移住(住民票の異動) ← 移住後3か月以上 → ← 移住後1年以内 →



移住(住民票の異動) ← 移住後3か月以上 → ← 移住後1年以内 →



移住支援金 簡易チェックシート



【共通】

※この他にも要件があります。詳細は、市町村の担当窓口でお尋ねください。

チェック欄

(1) 次のいずれかに該当する。※＜在住＞と＜通勤＞は、合算して通算5年以上でも対象。

☐

＜在住＞

□移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住

＜通勤＞

□移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京圏のうち東京都（23区内を除く）、埼玉県、千葉県、神奈川県に在住し、東京23区内へ通勤（在住地の対象市町村は、表面※1参照）

(2) (1) の状況が移住直前に連続して1年以上である。

☐

(3) 転入後3か月以上1年以内である。

☐

(4) 移住支援金の申請日から5年以上、移住先市町村に継続して居住する意思がある。

☐

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでない。

☐

(6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの資格を有する。

☐

【就業の場合】

次のいずれかに該当する。

☐

(1) ワンストップジョブサイトに掲載した求人への就業である。

(2) プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用しての就業で、令和3年4月1日以降の転入である。

【起業の場合】

申請日以前の1年以内に熊本県が実施する起業支援事業における起業支援補助金の交付決定を受けている。

☐

【テレワークの場合】

(1) 移住先においてテレワークで勤務し、移住前の業務を継続している。

☐

(2) 令和3年4月1日以降の転入である。

☐

【関係人口の場合】

(1) 各市町村の定める要件に該当している。

☐

(2) 令和3年4月1日以降の転入である。

☐

当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性があります。
転入(予定)市町村の担当窓口でご相談ください。

熊本県移住定住ポータルサイトでは、
熊本の暮らしに役立つ情報が満載です！



熊本県

移住定住ポータルサイト



©2010 熊本県くまモン

くまもと 移住 で検索



<担当窓口>

Welcome to KUMAMOTO!!